

アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件

(防衛百三十八)

防衛省告示第百三十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十三年六月十日次のとおり決定された。

平成二十三年六月十三日

防衛大臣 北澤 俊美

陸上施設

一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

二〇〇六	八戸貯油施設	八戸市	国有	土地：約三一〇平方メートル	
------	--------	-----	----	---------------	--

			国有	工作物：軌道等	
--	--	--	----	---------	--

平成二十三年四月七日

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

水域：約一、二六二、〇〇〇平方メートル

ル

平成二十一年二月二十五日

平成二十一年三月三十一日

共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
------	-----	------	------	----

二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約一、七〇〇平方メートル
------	-------	-----	----	-----------------

航空自衛隊が発電機室等の用地として共同使用する。

追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
------	-----	------	------	----

三〇九九	横須賀海軍施設			次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる水域。
------	---------	--	--	------------------------

1 北緯三五度一八分一八・五四秒

東経一三九度三八分五六・四六秒

2 北緯三五度一八分二一・四八秒

東経一三九度三八分五一・七二秒

3 北緯三五度一八分三一・八〇秒

東経一三九度三九分〇一・三二秒

4 北緯三五度一八分二八・八六秒

東経一三九度三九分〇六・〇六秒

5 北緯三五度一八分二二・八四秒

東経一三九度三八分五七・三八秒

6 北緯三五度一八分二一・三三秒

東経一三九度三八分五八・四四秒

水域として追加提供する。

使用期間：平成二十三年六月十日から

工事完了の日までの間。ただし、工事は、遅くとも同年七月三十一日までに完了

本水域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

建物：約一〇、〇〇〇平方メートル

国有

工作物：門等

倉庫等として追加提供する。

六〇一一 キャンプ・ハンセン

沖縄県国頭郡金武町

国有

建物：約二〇平方メートル

国有

工作物：囲障等

泥土除去施設として追加提供する。